

訪問看護利用料金について

利用料金 <介護保険>

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合証の示す負担額となります。
(当該事業は法定代理受領サービス)

(1) 基本料金

看護師による訪問看護サービス

時 間	訪問看護	介護予防訪問看護	サービス体制強化加算
20分未満	3,140円 (314単位)	3,030円 (303単位)	60円/回 自己負担 (1割～3割)
20分～30分未満	4,710円 (471単位)	4,510円 (451単位)	
30分～1時間未満	8,230円 (823単位)	7,940円 (794単位)	
1時間～1時間30分未満	11,280円 (1128単位)	10,900円 (1090単位)	

リハビリスタッフによる訪問看護サービス

時 間	訪問看護	介護予防訪問看護	サービス体制強化加算
20分 (1回)	2,940円 (294単位)	2,840円 (284単位)	60円/回 自己負担 (1割～3割)
40分 (2回)	5,880円 (588単位)	5,680円 (568単位)	

※看護職員よりリハビリ職員の訪問回数が多い場合、単位数が変更になる可能性があります。

(2) 加算

病状によって下記の料金が追加されます

加算	金額
緊急時訪問看護加算 (I)	6,000円
特別管理加算 (I)	5,000円
特別管理加算 (II)	2,500円
ターミナルケア加算	25,000円
退院時共同指導加算	6,000円
初回加算 (I) 退院・退所の当日訪問の場合	3,500円
初回加算 (II)	3,000円
口腔連携強化加算	500円
複数名訪問看護加算	30分未満 2,540円 (254単位) 60分未満 4,020円 (402単位) 90分未満 4,020円 (402単位)

長時間訪問看護加算	3,000 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,000 円

※ 詳細は適宜説明させていただきます。

（３）営業時間外の訪問について

早朝（午前 6 時～8 時）・夜間（午後 6 時～10 時）・深夜（午後 10 時～午前 6 時）

上記時間帯の訪問には 25～50%の加算がつく場合があります。

（４）交通費

辰野町にお住まいの方は無料です。それ以外の市町村にお住まいの方は、訪問するための交通費を自費で頂きます。（20 円/Km）

（５）その他の費用

1 光熱費について

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気などの費用は利用者のご負担となります。

2 物品について

処置に使用する手袋は利用者のご負担となります。

3 保険対象外の訪問看護について

60 分未満 8,500 円

30 分毎 2,000 円 自費扱いとなります。

4 死後のケアについて

お亡くなりになられた際に死後のケアをご希望される場合、処置料と物品代金として 11,000 円頂きます。この費用は自費となります。

5 キャンセル料金について

当日の訪問時まで連絡がない場合は、1,000 円のご負担となります。

6 長時間の料金について

特別管理加算が非該当で 90 分以上の訪問看護の利用があった場合、30 分毎 2,000 円の延長料金のご負担となります。

（６）お支払いについて

1 利用者は、計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、利用者へ前月分のご利用料金を翌月 20 日に口座振替いたします。

3 利用者のお支払い方法は、原則とし、銀行口座振替になります。口座振替以外をご希望される際は、ご相談ください。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は領収書を発行します。

別紙、口座振替依頼書への記入をお願いいたします。

訪問看護の料金にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、利用料金を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 長野県上伊那郡辰野町大字辰野 1445 番地 5

名 所 辰野町訪問看護ステーション

説明者

私は、訪問看護の料金を本書面により、事業者から利用料金の説明を受け同意いたしました。

利用者

住所

氏名

印

家族又は後見人・代理人（続柄 ）

住所

氏名

印